

ジョン フランシス モリス
JOHN FRANCIS MORRIS

学位の種類	文学博士
学位記番号	文博第6号
学位授与年月日	昭和61年9月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
研究科専門課程	東北大学大学院文学研究科 (博士課程) 国史学専攻
学位論文題目	近世日本における知行制度の研究 ——特に地方知行制度の問題を中心に——
論文審査委員	(主査) 教授 渡辺 信夫 教授 羽下 徳彦 教授 井上 秀雄

論文内容の要旨

目次

はじめに

I 問題の概観

II 研究の対象

III 地方知行政の全国的位置付け

IV 本研究の内容 各章の要約

第二章

第三章

第四章

第五章

第六章

第七章

第八章

V 結論

はじめに

本研究が主題として取り上げる地方知行とは、大名家臣の封地のことである。「地方」(ジカク)とは、近世日本で田制・土地のことを意味しており、「知行」(チギョウ)するとは、土地と人民を支配することの意味であった。地方知行とは、大名家臣が大名から封地を受けられ、その土地と人民の支配を認められるという知行形態である。周知の通り、近世社会の成立期以後、地方知行制が果たした役割は、次第に減少していった。しかしながらもなお、この制度が近世日本の社会のなかで無視できない存在であり続けたということが、本研究の基本的主張である。本研究では、地方知行制の問題を近世日本の領主制との関連で検討した上で、仙台藩と南部藩における地方知行制と民主支配のあり方に重点をおいた分析を通して、右の主張を具体的に論証する。

I 問題の概観

地方知行制は、研究史の中で一つの重要な問題として認識されてきた。この認識には二通りのパターンがあるといえよう。最も一般的なパターンは、地方知行制を近世成立期のなかの一つの問題として限定して捉ええるという考え方である。1960年に提唱した「軍役論」以後の佐々木潤之介の研究が、このパターンの一つの代表である*1)。もう一つのパターンは、地方知行制を基本的に近世成立期の問題としながらも、近世の中後期においてこの制度が存続したという事実を踏まえて、地方知行制の存在を包摂した近世領主論の必要を多かれ少なかれ認めようとする考え方である。戦後の日本近世史研究で大きな役割を果たした伊東多三郎と安良城盛昭の研究がこの立場であるといえよう*2)。ただ、後者の立場の論者でも、地方知行制を近世の領主論のなかに位置付けできるには至っておらず近世の成立過程の中で地方知行制が「形骸化」していくものであるという、消極的側面のみを捉えた評価しか提示できないでいる。

この状況の背景には二つの問題がある。その一つは、研究史の主流を占めてきた領主論に対する理解の仕方である。日本では、領主を一個の完全独立した権力、或は「排他的」な権力として考える傾向が強い。しかし、ヨーロッパにおける最近の封建領主制の研究をみれば、このような考え方は、少なくとも、ヨーロッパの封建領主に関しては、妥当ではないことがわかる*3)。もう一つは、近世中後期における地方知行制のあり方に関する認識があまりにも不十分であるという、これまでの実証研究の片寄りからくる問題である。地方知行制を論じた研究は、枚挙に暇がないほどあるが、その殆どが地方知行制の「形骸化」論という立場から行われている。そのため、近世中後期における地方知行制の位置付けを行おうとする以前に、そもそも、そのあり方についての知識の希薄さがこれを許さないという限界に出会う。

本研究の実証の出発点はここにある。給人は領主ではないから地方知行制を研究しない、地方知行制を研究しないから給人が領主かどうか、実態を踏まえた答が出せないという悪循環から抜け出するために最も必要かつ基本的な作業は、近世確立期以降における地方知行制の実例の分析である。

この様な認識から、本研究における実証の中心的課題は、近世社会が一応できあがった後の段階の地方知行制のあり方を明らかにすることである。しかし、これは、地方知行制下における民衆支配のあり方に基本的な視点をおき、地方知行の存続する藩において民衆支配がどう貫徹されたかという問題を中心に推し進められるべきものである。この過程を経て初めて、地方知行制下において給人が領主であったか否か、近世の領主支配が如何なるものであったか、といった疑問に答えられるのである。この意味では、給人が領主か否かという議論そのものよりも、給人地方知行制の内部構造と、これが藩権力・民衆支配・身分制・土地所有体系の諸問題に具体的にどうかかわったかという実証面の問題の方が重要である。給人領主論とは、これらの諸側面を踏まえた最終結論に過ぎないともいえよう。

II 研究の対象

本研究の対象を、東北の大藩、鎌倉御家人と奥州探題の伝統をもつ伊達氏の仙台藩に求めた。さらに、一つの藩の研究だけでは、その藩における特殊性と一般性の違いも区別しにくいので、仙台藩の北部で境を接する南部藩の地方知行制の分析をも、比較のために行った。

III 地方知行制の全国的位置付け

地方知行制を研究史との関係で述べてきたが、研究史の流れから一つの疑問が提示されており、ここではそれに答える必要がある様に思う。それは、すなわち、近世社会の確立期以後に地方知行制を採用し続けた藩が全体の二割前後であったため^{*4)}、この時期の地方知行制の研究には郷土史的な意味以上のものが見出せないのではないかという疑問である。この数字は、その限りで正しいといえるが、問題は、この数字の解釈の仕方にある。

第一には、権力論の問題として捉えられるべき地方知行制の研究を行う場合、すべての藩を等値の数字に換算して扱っていかどうかという考え方には、問題がある。近世的領主制の基本を求める場合には、なぜ近世社会が領主制という政治形態をとらなければならないかという問題に辿りつく。支配の対象となる民衆の問題を別にし、これを支配階級内部の問題という視点から考えた場合には、譜代藩よりも外様藩の占める意味の方が大きいといわざるを得ない。同じ領主制の問題としてみた場合、これらの外様藩において地方知行制がみられるケースが比較的多いという事実が指摘されている^{*5)}。これらの藩においては、領主制の

問題を単に大名と将軍という、領主層の極上層部だけに限定できない。数量的な発想にこだわらずに内容をみると、近世領主制の構造と形成過程を考える場合に、地方知行制が一つの問題として残るのである。

第二には、地方知行制をとる藩が少ないと同時に、これを採用する藩の方が全国的諸藩の石高の過半を占める、という事実を合わせて考えなければならない*4)。すなわち、近世日本の大部分、或は相当大きな部分が、地方知行制の支配下にあったということに注目する必要がある。のみならず、幕府の旗本と藩家臣の地方知行を分けて考える論理的根拠が特に存在してはいないため、幕府の旗本も地方知行取りと考えれば、この制度が日本全国の津々浦々に及んで存在していたことになる。地方知行制は、諸謂「後進地」に限られた末端的現象では決してなかった。多くの藩において地方知行制がなくなっていたとはいえ、近世的な支配体制とは何かと考えた場合には、地方知行制の存在を無視することはできないはずである。

以上述べた理由によって、藩制確立期以後における地方知行制の研究は、近世社会全体の問題であることがわかる。こういう理解を踏まえる本研究は、ジャンルとしては藩制史の分野に属するものでありながら、日本近世社会史を地方知行制という支配形態を通して考えようとしたものである。

IV 本研究の内容

本研究の実証は、第二から第八章に収められている七つの個別研究からなる。以下、各章の内容を簡略に述べていきたい。

第二章 「仙台藩の地方知行と藩制」

この章では、仙台藩における「高」の問題を取り上げる。近世的な所有体系が石高制によって編成されていたのは周知のことであるが、仙台藩では、近世期を通して貫高制を採用した。この章では、貫高制によって編成された仙台藩の地方知行の問題を、(I)土地把握の過程、(II)貫高の内容、(III)藩と給人財政の構造という三つの問題との関連で取り上げた。

(I)については、二つの矛盾した側面を指摘した。一方では、初期検地を通して藩が給人知行地の内容把握に非常に積極的であり、頻繁な地方知行地割替と検地を繰り返し、最後に大幅な打ち出しを実現した寛永末年(1644)の総検地と総知行割をもって、給人知行地の内部把握を完成させたはずの様にみえる。だが、もう一方で、少なくとも大身給人の知行地内において藩から把握されている「高」に含まれない土地・「高」が存在した事実も指摘できる。この「高」の大きな部分が寛永検地以後の新田開発のなかで生み出されたと考えられるが、寛永検地の構造そのものにこの竿外れの地を生み出すものがあつたと考えられ、この土地が完全に「自然発生」的なものではなかったことが示されている。この様に、給人にも

「内高」というものがあつたということは、給人の土地「所有」の問題を考える上で重要な問題を提起するが、それ以上に、この事実にも、幕藩的な土地領有体系の原則が貫かれていることの方が重要であると考えられる。ということは、仙台藩において藩による土地把握が緩慢であつたとすれば、これは一藩だけの問題ではあり得ないからである。この前提としては、藩の上に立つ幕府の、膨大な内高を許す石高把握の緩慢さを考えなければならない。

(Ⅱ)については、仙台藩の貫高制を取り上げることにより、二つの指摘を行った。その一つは、仙台藩の貫高制が、年貢高であるか、それとも生産高であるかという問題についてのものである。周知の様に、中世の貫高は年貢高、したがって土地把握の不徹底な高であるとされ、近世の石高は、生産高、その限りでは徹底した土地把握に基づく高であるとされる。仙台藩における実際の土地把握過程を(Ⅰ)で論じているが、これだけでは、仙台藩の貫高が年貢高であるか否かという問題が残る。結論からいえば、仙台藩の貫高は年貢高ではあるが、これはあくまでも理想的な年貢高であり、実際の年貢の量は、賦課過程で決められていた。この様に、仙台藩の貫高は年貢賦課の規準高という性格を有するものであり、近世的な石高とほぼ同じものである。仙台藩の貫高のこの性格から考えると、これが貫高であるということ自体には大した意味は認められず、これがいつからか理想的な「年貢高」に変わったかということの方が問題の本質である。仙台藩の貫高についての二つ目の指摘は、この「高」の役割に関するものである。仙台藩の貫高が給人たちの知行地の構成と知行権の内容を規定する役割を果たしており、この意味で仙台藩の貫高制は、近世的な石高とまったく同じ役割を果たしていた。

(Ⅲ)については、以下の様に分析した。仙台藩の給人の知行とは、知行高、つまり検地帳に登録された田畑に原則的に限定されていたので、給人の財政は田畑から上がる年貢収入に限定された。これと比べて、藩の財政の方は、知行役金や知行借上という形で直接給人からその年貢収益の一部を取り上げる外に、流通過程でも、買米制という専売制度を通して給人の年貢処分を規定した。さらに、給人には原則的に否定されていた田畑以外の資源・物産の支配権を藩が握っていたため、藩の財政構造が給人の財政を抱き込みながらこれを遙かに超える基盤をもっており、近世的な構造を示すといえる。

第三章 「給人地方知行の形態」

この章では、知行と知行百姓に対する給人の結び付きのあり方を取り上げた。領主を自己完結的な権力主体と考え、その支配権の根拠を土地と人民に対する独自の支配の既成事実のみに基づくものとするならば、給人の知行地がいくつかの小さく纏まりをもって広域的に分散させられ、しかも、知行百姓が一人だけの給人に属するという体制が大きく崩れてくる十七世紀末の仙台藩領の状況には、地方知行制が最終的に「形骸化」へ転換する重要な画期をみ

ることができよう。この考え方には、給人と土地と、給人と知行百姓との結び付きという二つの側面があり、この二つの側面を、仙台藩の二〇貫文（二〇〇石）といった中級程度の給人多ヶ谷氏の知行地の検討を通して取り上げた。

多ヶ谷氏の知行地にみられる土地の分散性をみると、これは多ヶ谷氏の領主権とかかわる問題であるよりも、給人財政の問題であると考えられる。仙台藩の地方知行制は、鈴木壽の提示した年貢過不足決済^{*6)}をともなうものではなかったため、藩が給人財政を安定させる上でそれに代わる配慮をしたと予測される。知行地の広域的分散化は、自然災害による被害を分散し、給人財政への打撃を緩和する政策として理解できる。さらに、給人財政の安定性を強化するために、多ヶ谷氏の様な中小身の給人の知行地の殆どは、自然災害に対して強い弾力性を示す田地におかれたと考えられる。

しかし、知行地における土地の形態よりも、給人と知行百姓の関係の「分散」と錯綜化、所謂「散り懸り」の方が本質的な問題である。多ヶ谷文書にみられる同氏の知行百姓把握の仕方の分析からは、給人と知行百姓との間に、知行地拝領の当初から属人的な隷属関係はなく、そのため、給人と知行百姓との関係が「散り懸り」的な状態に転化していても、両者の関係に、本質的な変化は生じないことを明らかにした。全藩的にみた場合に、この状況は、寛永末年（1644）の総検地・総知行割をもって制度的に完成させられた。この改革に関連してこの時点においては、以下の様な事象が注目される。まず、百姓の「役家」制が廃止され、百姓夫役が定量・高懸り化された。また、これと同時に、特定の百姓と特定の給人との間の関係を制度的に固定する所謂「百姓分け」は最終的にこの時点で消滅させられた。寛永検地以後の、確立された知行制では、給人と知行百姓との個人的な繋がりよりも、そもそも給人がどの様にして知行百姓を把握したかということの方が問題である。まず、給人の百姓把握は、藩の検地と人別改を前提にしており、百姓の土地緊迫が藩によって実現されていた。多ヶ谷氏の例からみると、給人側では、その年の年貢徴収を前年度の「物成小割帳」に基づいて行い、個々の百姓を常に把握する必要はなかった。この「物成小割帳」が藩の検地を基にしてできていたことは、いうまでもない。しかし、このやり方は、「物成小割帳」（検地帳）と知行百姓の実情との間に殆どズレがないことを前提にしており、より大きなズレが出てくるのは、ただ、時間の問題であった。この様なズレが生じ、年貢徴収に支障をきたす様になった時には、多ヶ谷氏が自分の知行百姓の基礎台帳を訂正し、年貢徴収の正常化を計った。この様に、年貢徴収に使う帳簿を、必要な時だけに百姓の実情に調整していき、新たな調整を必要とする事態が出現するまでこの帳簿に頼って支配（年貢徴収）を行うという支配・百姓把握のやり方は、正に村請制に基づく近世的な百姓支配の形である。ここで重要なことは、寛永検地で検地帳名請人が一旦確定した後の、藩制期数百年の間、知行地内の土地名請人の

管理を行った実際の主体というのは、藩ではなく、給人多ヶ谷氏であったという事実である。いうならば、寛永検地以後の給人支配は、藩の百姓支配と同じ様にして行われたのであって、給人の支配そのものが否定されたという訳ではない。このことは、給人が、帳簿上で百姓の把握を行っただけではなく、百姓から年貢を取りやすくする様に、知行百姓のあり方に直接干渉していた事実にもみられる。給人の百姓支配のあり方から藩の支配と給人支配の役割分担を考えると、藩は、個々の給人の支配が成り立ち・貫徹するための「枠」を提供・維持し、給人は、この「枠」の中で自分の知行地からの年貢を実現するために必要な日常的な実務・支配を行ったといえる。

第四章 「給人地方知行の構造」

前章では、多ヶ谷氏という仙台藩の中級程度の給人の、知行地と知行百姓との関係をみた。この章では、同じ多ヶ谷氏の例を通して、(Ⅰ) 給人知行地における支配機構の変遷と、(Ⅱ) 知行地支配の実態を分析した。

地方知行制下で給人の支配が維持されたとする場合に、これが如何なる機構を通じて実現されたのか、またこの機構が近世社会の諸段階においてどう対応していったかということが明らかにされなければならない。本章第一節では、多ヶ谷氏の知行地支配機構の検討を中心に、給人の知行地支配が、藩制と農村の展開にどう対応して発展していったかということ明らかにした。この過程には、次の三つの段階を想定することができる。

- (一) 寛永二十一年までの段階 藩の農村支配機構が未完備であり、給人の知行所肝煎と藩の肝煎が並立的な関係にあったと思われる時期。
- (二) 正保元年以降から十七世紀終わりか十八世紀初頭まで(元禄～宝永期)の段階 給人の知行地支配が、直接、検地帳に基づいて行われる時期。
- (三) 十七世紀末から十八世紀初頭にかけてから、明治維新までの段階 給人の知行方役人である地肝煎(ジキモイリ)が出現し一般化する時期。

寛永二十一年以前の状況を示す史料が殆ど現存しないため、第一段階の実態は殆ど不明であるが、藩の法令の出し方などからみると、越後時代の上杉氏について指摘されている知行地役人と藩(大名)役人の並立する状態が仙台藩にもあったと考えられる。しかしながら、寛永末年の藩制改革にともなう農村支配機構の完備によって、この状況が最終的に克服されたと考えられる。

第二段階を検地帳に直接基づいた支配の段階とする理由は、次の通りである。この段階は、概観的には、給人による知行地の直接支配に特色付けられる。給人たちが、以前、自分の知行地においていたと考えられる独自の知行所肝煎的な役人の役割が、藩のおく村肝煎に吸収されたため、給人が直接無媒介的に知行百姓を把握するかの様な事態が文書の上に現れる。

しかし、これは結局、第三章で指摘した様に、給人が知行百姓の直接把握をしてはいたものの、通常の支配を藩の検地帳とこれを基にして作られた「物成小割帳」に基づいて行ったという、近世的な「文書による支配」であった。藩の農村支配を背景にしたこの様な給人支配では、給人が自分の知行地内の土地名請人さえわかっていたら、年貢徴収を充分に行うことができたため、知行地内に自分の役人となる百姓を別に任命する必要はなかった。問題は、検地帳上の名請人と知行百姓との間のズレが著しくなったり、或は百姓経営の階層分化により、本百姓の当初の画一性が失われ、検地帳の持高だけを参照にした画一的な年貢賦課法では、弱小百姓を経営の危機に追い込むといった様な状態が生じたりすることである。第二段階の終わりを告げるものは、正にこの様な状態の出現である。

第二と第三段階をはっきりと分ける画期はなく、第二段階から第三段階への発展も給人知行地によって年代を異にして個々ばらばらにみられる。この二つの段階を画するものが地肝煎の成立であるが、この知行方役人とでも呼ぶべきものは体制的に画一的に成立させられたものではなく、各知行地内において給人の必要に応じて設置させられたのである。この事実は、給人の知行地支配の個別的側面を示すものでもあるが、十七世紀末・元禄時代に地肝煎がそろそろ史料に現れるようになり、十八世紀に入って享保期あたりから一般的にみられるようになる。それ以後、知行地に関係するどの文書にも地肝煎が必ず出てくるほどの位置を占めるようになる。地肝煎が出現してくる理由を直接に示す史料は存在しないが、その背景となる事情については、藩がこの時期に行った農政改革から十分に推測することができる。

第三段階に入ると、藩局は、展開しつつある農村の新しい状況に合った年貢の賦課・徴収法の模索を始めた。旧来の年貢賦課法の問題とは、旧来の検地帳そのものが農村の実情を十分に反映しなくなっていたことと、検地帳だけにに基づく画一的な年貢賦課法では、年貢が取れなくなっていたことである。ここで藩が取った政策は、検地帳に基づく上からの画一的な支配に替わって、年貢取立過程に村肝煎・組頭などの村方役人の関与を大きくし、個々の農民の負担能力により即した年貢賦課法を確立する方法であった。給人にとって、地肝煎制を新しく設置することは、藩が新しい年貢賦課法でねらった、農村の新しい実情にあった形の支配・年貢徴収を実現するための不可欠の措置であり、地肝煎制が成立する基本的な理由がここにあると考えられる。つまり、給人による地肝煎制の確立は、十八世紀以降の新しい農村社会の展開に、給人の知行地支配を対応させる重要な契機であり、これによって給人は、自分の個別的支配を脅かす危機を乗り越え、地方知行制下における給地支配を維持することができた。

第二章では、主に十八世紀後半から幕末までの間における給人の知行地支配を、同じ多ヶ谷氏の例を通してみた。多ヶ谷氏の支配を年貢率の決定、年貢の処分と、知行百姓に対する

その他の支配について検討した。

年貢率の決定に関しては、この決定権が原理的に藩に属していたことは、仙台藩においても明確である。これは、領内における大名検地の貫徹から必然的に生まれた結果である。しかし、大名検地によって決定された「年貢」は、あくまでも規準的なものであり、毎年の年貢率や年貢の量は、その都度々々行われる検見によって決定されるものである。したがって、仙台藩においては、実際の年貢「率」を示す「銘」を決めるのは、毎年の検見を行う給人であった。給人の決める「銘」は、百姓からの訴訟が起こらない限り、藩から公的な年貢「率」として承認された。この状況下においては、藩の年貢決定権の果たした役割とは、紛争調停において「公正」な年貢徴収規準を設定・維持することであった。検見の実施の仕方において、給人は藩によって決定・統一された仕方に従わなければならなかったとはいえ、実際の日常的な年貢徴収の主体者は、各給人個人であった。

しかし、年貢徴収における比較的大きな実質的権限とは対象的に、集められた年貢の処分については、仙台藩の給人たちの自由は藩から大きく制限された。まず、年貢そのものの内容に対して、給人の私的要求から年貢の構成を決める余地は狭かったことが指摘できる。年貢と農民の経営の関係を考えると、知行地においても、給人の現物納入要求よりも、藩の買米制（米・大豆の専売制）からくる稲・大豆作付けの強制が大きかったようである。取り立てられた年貢の処分も、藩の買米制によって大きく規定された。給人の自家消費分の米・大豆以外の年貢がすべて、藩の指定した買米制の相場で現地払いされた。しかし、十九世紀に入ってから、年貢を現地払いにせず城下町仙台に、自家消費米の名目で年貢米を直送し、藩の買米制から外れた米穀市場でこれを処理することを、藩が給人に対して部分的に認めたという事実が注目される。つまり、自分にとってより有利な米市場が形成されると、給人たちは藩の統制にもかかわらず、この市場と結び付いていこうとした姿を垣間見ることができる。ちょうどこの時期に、多ヶ谷氏の年貢米の大部分が現地払いされなくなり、自家消費米として多ヶ谷氏の手で現物とし納入されるようになる。多ヶ谷氏の場合、この変化が米市場の発展への対応の現れであるが、或は他の事情（例えば、幕末の軍事的緊張にともなう従者の増加など）によるかは、わからない。だが、この様に多ヶ谷氏が自分の年貢米の処理法を変えていったという事実からみると、年貢米の処理が完全に給人の手を離れていなかったことだけは、確かである。

地肝煎の出現の問題でも、年貢率決定の問題にしても、その根底を貫いているものは、知行地における年貢徴収の主体者が給人であるという原則である。この原則が給人と知行百姓との関係にも貫かれている。知行百姓に対する多ヶ谷氏の支配は、年貢を取り立てるために最も直接的に必要な内容のものであった。その支配を、概ね、次の三点に要約できる。第一

に、知行地内における百姓の土地保有権は多ヶ谷氏の認可の下に成り立った。第二には、自分の知行百姓の経営を維持する責任は給人にあり、そのために年貢徴収過程の中で様々な処置を取った。第三には、知行百姓の土地保有が年貢完納を前提とするものであり、この義務を履行しない場合に農民がその土地保有権を失い、さらに百姓家族全員の身を売ってまで、給人に対して年貢を完納しなければならなかった。知行地内における百姓の保有権を最も直接的に規定したものは給人であったといえる。公的な支配こそ行わなかったが、知行百姓からみると仙台藩の給人は、領主であったと規定できる。

仙台藩において、明確な「百姓分け」が存在しなかったことを第三章で指摘した。したがって、仙台藩において給人と知行百姓との関係とは如何なるものであったかということを確認する必要がある。第三・第四章を通して見たこの関係の実際のあり方からいえば、仙台藩において給人と給知百姓との関係は、つまり知行地内の名請権・保有権を契機に成立する不平等な、「契約的」なものであったといえる。

第五章 「仙台藩の地方知行」

仙台藩の地方知行には、大きく分けて二つのタイプがあった。この二つのタイプとは、第三・第四章で取り上げた普通拝領形態と、大身給人の一部に特権的に許された特殊拝領形態であった。この章では、この二つの知行形態における給人支配の実態を体系的に捉え、近世中後期における地方知行制の意味を明らかにすることを目的とした。

特殊拝領形態については、この形態において給人の支配に認められる特殊な支配権と、彼らの支配の「独自性」の内容を検討した。彼らの支配は、形態的には、自分の居館のある「村」に含まれる町場と山林に対するものであり、上位領主権・公的な支配権の一部が委任されたものであった。しかし、彼らのこの支配は、公的な権限を有するという形を取りながらも、あくまでも給人の知行地限りの私的支配として実現された。私的支配と考える理由は、以下の二点によるものである。第一に、給人のこの「公権的」な支配は自分の知行地に限られ、そこでは、知行地外におよぶ「代官的」な性格は希薄であった。第二には、給人がこの「公権」を自分の裁量で行ったため、そのなかでは、一給人限りの様々な支配が生じる余地があった。

このように、藩の「公的」支配権の分与を認められた特殊拝領形態と、給人が年貢徴収だけを行った普通拝領形態との差については、それなりの意義を認める必要があるが、それ以上に、両者の共通性に注目する必要がある。特殊拝領形態に関しては、知行形態としてみた場合にその最も基本的な部分が百姓からの年貢徴収にあり、この限りでは、普通拝領形態と同じである。普通拝領形態においても、給人の年貢徴収が各給人個人として行われることが基本であり、また、この形態において年貢を徴収することの意味は、すなわち、知行百姓の

耕地名請権と農業経営の安定を左右することまでを含むものであった。両形態において、個別的な存在としての知行百姓の土地保有は給人の知行権に從属するものであり、ここに、仙台藩における地方知行の本質をみることができる。さらに、程度の差こそあれ、両形態における知行百姓支配の事実を裏返せば、藩の階級的支配を実現する諸制度（村落支配機構・流通政策）が給人の地方知行のこうした性格を前提にして成り立っており、この事実を抜きにしては、仙台藩における民衆支配の構造は理解できないことになる。

なお、仙台藩に特殊拝領形態の知行が50カ所以上（在所拝領をいれれば70カ所以上）もあったという事実は、領内治安などの客観的必要性からのみでは十分に説明できない。仙台藩の特殊拝領形態の性格を評価して、この形態の客観的役割以上に、この形態にかかわる「格式」を第五章で強調した理由がここにある。元禄年間に仙台藩で起きた大身給人自分仕置権廃止の一件に示される様に、幕藩的な領主支配の位階的編成は、必ずしも各領主の客観的状況に即応してなされた訳ではない。ならば、幕藩制がなぜ領主制による支配形態を取ったかという問題とは別に、幕藩制における領主支配を律したものは何であったかということを考える必要がある。まず、これに対する答としては、各領主と将軍との親疎関係（すなわち将軍に対して直臣であるか陪臣であるかということ）にその一側面をみいだすことができる。だが、この様な説明だけでは、編成される側の立場が見落とされる。近世的な武士身分の編成というものは、それ以前の武士社会の歴史の中で蓄積されてきた武士の伝統を無視してなされるものではなかった。特殊拝領形態を預けられた仙台藩の大身給人の場合、この伝統が彼らの家の格式として特殊拝領形態の形で表現されるものであり、さらに、普通拝領形態の給人の場合には、これが彼らの知行地支配にみられる主体的性格に表現されているのである。

第六章 「給人地方知行制下における『兵農分離』

仙台藩における給人家臣団（藩陪臣）の分析」

これまでは、仙台藩の地方知行制を知行百姓に対する給人支配という視点を中心に検討してきたが、第六章では、仙台藩の地方知行制下における身分編成の問題の中の、支配者たる「兵」と被支配者たる「農」の編成の仕方を取り上げた。仙台藩の地方知行制の一つの特徴としては、多数の給人家臣（以下陪臣と呼ぶ）が在郷し、手作経営を行ったという事実が古くから指摘されてきた。しかし、この状況が生まれる理由を初めとして、この状況下において仙台藩における農村構造や給人支配のあり方がどういう影響を受けたか、支配身分と被支配身分の境界線がどの様に設けられたかといった基本的な問題が殆ど解明されていないし、また、これらの問題への答が得られないうちは、仙台藩における地方知行制の理解がこの藩の一面の現実を抜きにした、実態を踏まえないものになるといわざるを得ない。この章では、仙台藩における藩陪臣を検討し、藩体制のなかに、また近世の身分制論の中に位置付けでき

る陪臣のイメージを、仙台藩について構築することを課題とした。

第一に、仙台藩における陪臣の数が、単純に藩や幕府の軍役規定と結び付かないことを指摘した。第二には、在郷しない陪臣も多くいたはずであることを指摘し、陪臣のこの部分までを考慮した理解の仕方が要求されることを示した。第三には、仙台藩には、武士の存在しない村が例外的であるといえるほど、武士の在村が確認でき、その圧倒的大部分が特殊拝領形態の知行地内にみられることを示した。しかし、この多数の在郷陪臣の大部分は、その生活様式と自己意識において兵農分離の洗礼を受けていたといえるし、かつ、藩の諸制度のなかにおける彼らの位置付けに関しても、彼らは、一貫して、藩から百姓身分とは区別されていた。

ところが、仙台藩の陪臣がこの様に藩から武士としてはっきりした処遇を受けたと同時に、彼らは、「凡下」という武士身分内の「身分」を与えられ、「士分」をもつ藩直臣（つまり藩の足軽以下でも「凡下」とされた）とも峻別された。ここには、近世社会を貫く直臣・陪臣の差別を超えたものがあり、空極的には、幕藩制的な領有体系においては、藩士と違って、藩陪臣が領主としての資格を上位権力から認められなかった、と考えられる。

以上、仙台藩の陪臣のあり方には、近世的な領主身分の編成の仕方についての重要な示唆が含まれると考えられるが、同じ問題には、上から与えられた規定性の他に、藩権力では律し切れない、一給人の「家」に含まれる自立的な集団としての側面もあった。この側面が各給人の支配する「家」の問題として藩から位置付けられ、藩が直接設定把握する身分としての百姓身分と峻別されていたところに、この藩における兵農分離の貫徹をみることができる。

第七章 「仙台藩における給人家臣団の形成 大身給人岩城氏家臣団の場合」

第六章では、仙台藩における兵農分離の実態と、その編成の仕方を貫く原理を、藩陪臣に焦点をあてて明らかにした。続いて、この章では、岩城氏という特権の大身給人の家臣団の分析を通して、藩陪臣層の形成過程と役割を明らかにしながら、そのなかにみられる仙台藩における兵農分離の過程と、この藩の権力構造の特質への展望を得た。

岩城氏家臣団の形成過程をみると、これが十七世紀中をかけて形成されたこと、さらに、家臣の出自と知行形態からみると、彼らの中心的な部分は、兵農分離の過程を終えた下級武士層から出ていることが明らかにできた。

岩城氏家臣団の役割については、主人の知行地支配と軍役という二つの側面から取り上げた。特に知行地支配に関しては、岩城氏の家臣団が形成する知行地支配機構は大規模なものであり、岩城氏の知行地支配の幅を示唆する興味深いものであった。だが、仙台藩の陪臣層の存在は、単にその「役割」からのみでは説明しきれない。知行地における百姓支配の側面を重視すれば、給人家臣の数が知行百姓の数を圧倒的に上回った知行地の例もあったという

事実が説明できないことになる。また、軍役を重視すれば、岩城氏家臣団の例からみれば、馬上役の家臣が多すぎて下級の奉公人が断然少ないという、藩の軍役規定から完全に乖離した構成が説明できないことになる。

多数の陪臣を作り出した条件を求めるなら、これは戦国大名としての伊達氏が進めた兵農分離策にあったといえる。近世仙台藩における百姓と給人家臣団の役割分担、いいかえれば身分そのものの区別の原形が戦国期伊達氏領国内ですでに推し進められていた。この身分編成のあり方は、仙台藩の初期検地によって固定させられたと考えられる。このことに、仙台藩において、給人の下に多大の家臣団が形成された基本的な理由があったと考えられるのである。以後、領内の雇用労働市場が形成されてくると、一般の藩士は、次第に自分の奉公人をここに求める様になり、彼らの間で多大の家臣団を抱える者が少なくなっていく。だが、大身給人の場合、近世初期に形成された状況を基礎にして、自らの家臣団の客観的役割を超えて、家臣団の存在が、彼らの地位の一つの象徴としての意味をもつものとなり、独自の発展を遂げていった。

研究史のなかでは、兵農分離制の完成を近世の統一政権の成立過程との関係で捉えることが多いが、仙台藩における藩陪臣の問題には、この地方独自の近世的社会秩序の成立をみることができる。

第八章 「南部藩における地方知行と民衆支配」

この章では、東北の旧族居付大名である南部氏の、藩体制の下における地方知行制と民衆支配との係わり方を取り上げる。南部藩の地方知行制は、藩の農村支配を比較的大きく規定するような内容をもつものであるが、この両者の関係を明らかにした研究はない。

第一節では、南部藩における農村支配機構のあり方をみるために、毛馬内通における藩の農村支配機構を分析する。この通（代官所管轄区）には、藩の農村支配機構として「村」・「触処」・「知行所」の三つのものが存在したことを指摘した。この三つの機構のうち、「知行所」の方は、上級家臣の知行所である。こうしたものが藩の農村支配機構の一環として現れているということは、上級家臣の知行所を包摂するだけの農村支配機構を藩が確立していなかったことを意味する。「触処」の場合は、これが数箇村を村寄せしてできた支配単位であり、一見して組合村の一変形の様相を呈する。しかし、この「触処」の形態は、単に村を寄せ集めて作っただけのものではない。「触処」に編成されている村の半数は別の「触処」か「知行所」によって分断されていたのである。こういう形で村を分断しながらも「触処」などに編成できたという事実は、「触処」というものは、村よりも小さい単位の集合体であることを示す。その場合、南部藩の農村のなかに存在し、村よりも小さい単位として考えられる支配の単位は、蔵入地・知行地以外はない。すなわち、毛馬内通においてみられる藩の

農村支配機構は、家臣の知行地の存在によって規定されていたと仮定できる。

右のような仮定をした場合、家臣知行地の構造には、藩の農村支配機構を規定するだけの内容が果して存在したか、存在したとする場合には、それは一体如何なる内容のものであったかという問題に答えなければならない。第二節では、南部藩における家臣知行地の構造の分析を行い、家臣の行う知行地支配と藩の農村支配との関係を探った。近世日本における民衆支配の基本は、検地と人別改の実施にあるといえるが、南部藩においては、この両者を藩が行っていたことが確認できる。ただ、南部藩の特徴としては、この両者の実施過程においては、地方知行取り家臣の参加する度合が、仙台藩よりも大分大きいということが指摘できる。検地そのものは藩が行うが、検地によって確立された年貢徴収制の仕組みには、給人の裁量の働余地が大きく残されていた。南部藩では、検地によって確立された石高制は、前述の鈴木壽*⁶⁾などが考える様に、給人の年貢徴収を強く規定する様な絶対的なものでなく、個別に行われる各家臣と藩の年貢徴収の間の換算規準として機能しており、相対的な性格の強いものであった。人別改についてみると、その管理は藩が行ったが、人別帳を制作する第一段階では、家臣知行百姓の人別改は家臣自らが作成していた。この事実は、南部藩の家臣地方知行制を理解する上で極めて重要な問題である。この問題には、少なくとも二つの重要な側面がある。その一つは、家臣の知行百姓に対する藩の把握の仕方は、制度的にみて知行主である家臣を通して実現されたということである。知行地が家臣の私的領地として有する性格の外には、これが藩の農村支配機構として機能していたこと、つまり、家臣の知行地支配が藩の領内支配全体のなかの一環として機能していたことが実証されたことになる。この事実は、第一節で立てた仮定の極めて有力な裏付けになる。もう一つの側面は、知行主と知行百姓との関係に関する問題である。第三章で仙台藩の地方知行制においては、給人と知行百姓との関係を制度的に固定させる様な制度的措置はなかったことを示した。しかし、南部藩の場合、知行主と知行百姓との個人的な関係の如何とかかわりなく、両者の関係を強制・固定化する措置が存在しており、この措置として機能したものは、まさしく、知行主の人別改帳であった。

第三節では、南部藩特有の「所給人」制の問題を取り上げた。南部藩の「所給人」は、代官所に所属する下級の武士である。幕末期になってから、多数の「金上げ侍」が南部藩で作られ出されており、その多くは、「所給人」制に編入された。しかし、この現象は、藩による単なる売禄政策というだけのものではなく、藩にとっても、また「金上げ侍」になっていく商人たちにとっても、それなりの必然性のある事柄であった。この必然性とは、南部藩における領主支配の構造に根差したものであり、藩に限らず、家臣の地方知行地においても存在したと考えられる。この節では、「所給人」制の展開を検討することを通して、南部藩に

おける農村支配機構の別の側面を明らかにした。

この章で検討した南部藩の地方知行制は、前章でみてきた仙台藩の地方知行制よりも、知行主に大きな実質的権限を残したものである。しかも、知行制が藩の農村支配機構の一部として機能し藩支配の公的側面を支える役割を担ったという点においては、南部藩の地方知行は、仙台藩の制度より強固、或は古い形態のものともいえる。しかし、両藩における類似性と相違点には、それだけでも重要な意味があることを認めながらも、両藩の間にこれだけの違いが存在し得たということ自体の意味を十分に考える必要がある。この違いには、近世日本領主制における、地方権力としての「藩」・「大名」の相対的独自性がみられる。

V 結論

近世社会の中における地方知行制の位置付けにかかわる基本的な問題は、次の四点であるといえる。

その第一点は、仙台藩と南部藩の地方知行制の様に、給人が年貢を直接徴収し続けた藩においては、給人が被支配者たる農民の前に、「領主」として立ち現れたことである。農民との関係においては、給人が彼らの土地保有権と生産活動を最も直接的に規定する「支配者」であったためである。近世の給人に「独立領主」を求めることは無理である。しかし、限られたものではあるが、彼らの権限の成り立つ権力的根拠と、この権限が農民におよぼした影響をみれば、彼らの権限と支配は正に封建的であり、彼らの性格を規定するには、「封建領主」以外に適切な言葉はないといえる。近世日本における領主段級の編成の仕方論じの場合には、このことを改めて認識する必要がある。この問題に関しては、第二点にも係わるものである。

第二点とは、給人が領主であるということの意味は、単に給人と知行百姓の間に限定されるものではなく、仙台藩・南部藩のように、給人が右の意味での「領主」として残る藩において、この事実がその藩全体の構造（社会構造、権力構造、支配構造、流通構造など）に影響をおよぼし、この事実を抜きにしてこれらの藩の実態が把握できない、ということである。藩という枠のなかに包摂されている以上は、給人は「独立領主」ではなくても、彼らが「領主」であるという事実は、逆に、藩という枠のあり方を大きく規定せずにはおかない。

第三点は、右の二点と関係するが、近世日本における権力編成・身分制にかかわるものである。上からみれば、近世日本の権力が比較的高い集中性を示すことは、疑いの余地もない事実である。しかしながら、こうした集中的な側面と同時に、本研究で地方知行制の問題を取り上げる過程で示した様に、藩には藩の、給人には給人の自律的側面もあり、近世社会における段級的支配がこの両側面を統合した形で成り立っていたのである。

第四点は、給人支配と村落共同体との関係の問題である。周知の通り、近世的な村落共同体の成立にともない、給人による百姓の個別的支配が不可能になっていくとされている。仙台藩の場合、給人の百姓支配は、百姓の個別的把握を建て前としながら、村落共同体を部分的に組み入れていたことも事実である。南部藩の場合、給人の百姓支配は、形式的に村落共同体を介して行われていた。この場合、村落（知行所）と給人支配との関係をみると、給人と知行百姓との間に立つ肝煎などは、給人の百姓支配を否定するものどころか、知行百姓に対する給人支配を、まさしく、実現・維持するための機構であった。本研究では、村落共同体のあり方と地方知行制下に於ける領主支配の構造を全面的に解明することはできなかった。しかし、仙台・南部の両藩においては、給人支配が共同体の一部を自分の基盤に組み込む形で実現されていたことは明らかになった。この事実を近世村落のイメージとどう位置付けるかは、今後に残された課題の一つになる。

注 釈

- * 1) 佐々木潤之介「幕藩制の構造的特質」（『歴史学研究』第245号・1960年9月）、「軍役論の問題点」（『歴史評論』146・147号・1962年10・12月号）等々。
- * 2) 伊東多三郎の封建制についての研究の大部分が1941年から1944年の間に発表された。最近、封建制と幕藩体制に関する氏の研究業績が『近世史の研究』第四冊（吉川弘文館・1984）に纏められており、封建制に関する氏の理解については、この著作集によった。安良城盛昭の基本的見解は、同人著『幕藩体制社会の成立と構造』（御茶の水書房・1959）に示されている。
- * 3) F. L. Ganshof "Feudalism" (Trans. Philip Grierson, F. B. A., Third English Edition, Harper Torchbooks, Harper & Row, Publishers, New York) Part Three Chapter 2 Fiefs. (日本語版は、森岡啓一郎訳で『改訂新版 封建制度』として慶應通信から出されている)、ギィ・フルカン著・神戸大学・西洋経済史研究室訳『封建制・領主制とは何か』（晃洋書房・1982）、Georges Duby "The Early Growth of the European Economy ; Warriors and Peasants From the Seventh to the Twelfth Century" [Trans. Howard B. Clarke, Cornell University Press, Ithaca, New York 1974] p.164
- * 4) 北島正元「兵農分離と幕藩体制」（『思想』472号・1963）
- * 5) 金井 圓著『藩制成立期の研究』（吉川弘文館・1975・16頁）
- * 6) 鈴木 壽著『近世知行制の研究』（日本学術振興会刊・1971）

論文審査結果の要旨

近世日本の幕藩体制は將軍を頂点とする統一的知行体系によって支えられ、大名の、家臣に与える知行は、俸禄が基本であると理解されている。しかしながら、幕府はもとより、外様大名においては地方知行の場合が多く、地方知行制の歴史的な性格については議論のあるところである。本論文は近世知行制度研究の一段階として、地方知行制の歴史的な性格を実証的

分析を通して明らかにしようとしたものである。その大要は以下のごとくである。

第1章 総論 この章では、地方知行制の研究史に検討を加え、論者の方法について述べている。すなわち、近世の地方知行制は、ほとんど形骸化し、実質的な意味を失っているとの説があるが、これらの説はほとんど実証的研究にもとづくものではないと指摘した上で、地方知行制の実証的分析の必要を説く。そして、地方知行の給人は封建領主の一形態として把握できるとし、近年における土地領主論に言及する。さらに、実証的分析は、成立期よりも地方知行制の体制が一応できあがった段階の分析が適切で、給人地方知行制の内部構造・民衆支配・土地所有形態などの諸問題との関係が重要であると論じている。

第2章 仙台藩の地方知行と藩制 この章では、仙台藩における地方知行制の分析を行う前提として、(1)検地政策による藩の知行地の把握過程、(2)知行拝領の対象としての貫高の意味、(3)藩の財政構造と地方知行との関係、の三点について検討を行っている。その結果として、(1)については、頻繁な知行割替と検地とを繰り返し、藩は給人知行地の内部を十分に把握していたが、大身給人の知行地には「内高」が実質的に存在していた、という注目すべき事実を指摘し、それは藩の知行地把握の緩慢さと給人領主権の相対的「強さ」を反映するものであると論じている。(2)については、結論的には、貫高は理想的には年貢高で、現実においては年貢賦課の規準高という性格を有し、実質的には石高と全く同じ役割をはたしていたと論ずる。(3)については、年貢・諸役に基礎をおく給人財政は、藩の流通統制をうけ、その完結性はなかったとする。以上から、仙台藩は地方知行制をとるが、全体的にみて近世的原則の下にあったと結ぶ。

第3章 給人地方知行制の形態 この章では、給人の知行百姓に対する支配の実態的分析を行う。分析の主な対象を知行高20貫文の中級給人多ヶ谷氏におく。分析の結果、仙台藩の地方知行制は、寛永末年の總検地・總知行割をもって大きく変質し、給人と知行百姓との属人的関係が薄くなるが、年貢徴収権を中心に、給人の知行百姓に対する支配が確実に維持されていたことを持高帳類の分析を通して明らかにしている。多くの初見史料を利用し、その精緻な史料分析と論証は説得的である。

第4章 給人地方知行制の構造 この章では、給人による知行地支配の構造を究明する。まず、これまで明らかにされていなかった知行地村の地肝煎の設置時期を取り上げ、寛永末年までは知行地村役人と蔵入地村役人の並立時期で、寛永検地後、村役人(村肝煎)に統一されたが、検地帳名請人と知行百姓とのズレが著しくなるにしたがって、知行地に地肝煎が出現する。その時期は元禄期で、享保期に一般化する。検地帳に基づく画一的年貢賦課法がくずれ、個々の農民の負担能力に、より即した年貢賦課法を確立する機関として地肝煎制が設けられたと説く。つぎに年貢率の決定について論を進め、藩決定の年貢率は規準的で、実

際の年貢率である「銘」は給人が決定していたことを明らかにする。そして知行百姓の土地保有は年貢完納を前提とし、その土地保有権は給人の掌握するところで、その意味で給人は領主的存在であったと論ずる。

第5章 仙台藩の地方知行 この章では、前3章で取り上げた仙台藩の地方知行形態を普通拝領形態と大身給人の特殊拝領形態とに区分した上で、主に後者の性格を検討する。特殊拝領形態における給人の支配は、形態的には居館のある村に含まれる町場と山林にも及び、上級領主権・公的な支配権の一部を受任するものであるが、論者はこれを公的な権限を有するという形をとりながらも、それはあくまでも給人の知行地限りの私的支配として実現していると説く。その理由に、給人の「公権」的支配は知行地に限定され、それ以外に及ぶ「代官」的性格が希薄であること、「公権」を自分で裁量し私的支配を行っていたことをあげる。つぎに、特殊拝領形態の成立を論じ、それはしばしば指摘されるように領内治安などの必要性からのみでは説明できず、以前からの給人の家の格式がこの形態をとらせたと論じている。

第6章 給人地方知行制下の「兵農分離」 この章では、給人地方知行に存在する陪臣の性格を兵農分離の視点より検討する。最初に「奉公人前」をもつ陪臣を含め、陪臣の存在形態と人数、および地域分布等を検討し、その圧倒的部分は特殊拝領形態の知行地内にみられることを明らかにする。その上で、彼らは「士分」をもつ藩直臣と峻別される「凡下」という身分を与えられ、藩権力の律し得ない給人の家に含まれる集団としての側面をもちながらも、藩の把握する百姓身分と峻別されており、兵農分離された存在であった、と論ずる。

第7章 仙台藩における給人家臣団の形成 この章では、実証的分析の対象を特殊拝領形態である岩谷堂拝領の岩城氏におき、その家臣団の形成を分析する。「由緒書上」および「禄高帳」によって陪臣の出自を逐一調べ、岩城氏の家臣団形成期は慶安・享保期であること、近世後期には金上げ侍が多くなるが、ほとんどが地方知行で、その数は知行百姓を上廻ることを明らかにする。さらに、陪臣は藩の通常の農村支配に関与できず、しばしばその類似性が指摘される薩摩藩の「外城」制や秋田藩の「所預」制とは本質的にその性格を異にすると論ずる。

第8章 南部藩における地方知行と民衆支配 この章では、旧族居付大名である南部藩の地方知行制を民衆支配の視点から取り上げる。農村支配機構にみられる「触処」は給人知行地によって規定され、また、知行百姓の人別改を給人が作成していたこと、などから、藩の知行百姓に対する支配は給人を通して実現していたと論ずる。そして、南部藩では、仙台藩以上に給人が民衆支配に大きな実質的権限を持っていたとし、南部藩特有の「所給人」制もこの点から理解できると論じている。

以上、本論文は、地方知行制の実証的研究を通して、その歴史的な性格を究明したものであ

る。概念的な研究にとどまっていた地方知行制研究を進め、実証的研究を通して給人の領主的性格を多方面から明らかにしたことは大きな成果である。もっとも、給人の性格論にとられ、精緻な分析にもかかわらず、給人の民衆支配における法的性格など残された問題があり、また、上級領主である大名の性格との関係などは不十分である。しかしながら、従来例をみないほどの関係史料の収集の上に綿密な史料分析を加え、地方知行制を体系的に解明しており、その成果は高く評価でき、学界に対する寄与は少なからぬものがある。

以上の理由により、本論文の提出者は、文学博士の学位を授与するに十分な資格を有するものと認められる。